

参考資料（用語解説）

【あ】

- ・ **アクセス**
道路や交通機関を用いて、ある地点や施設へ到達すること。
- ・ **インフラ**
道路、鉄道、公園、上下水道、河川など、生活や経済活動の基盤を形成する施設。インフラストラクチャー（infra-structure）の略。
- ・ **新たな公**
国土形成計画の中間とりまとめでは、「行政のみならず、地縁型のコミュニティやNPO、企業なども含めた多様な主体が地域づくりの担い手となり、これらが従来の公の領域に加え、公と私の中間的な領域で協働することへの期待を示し、これを“新たな公”として明確に位置付け」ている。

【か】

- ・ **既存ストック**
この基本の方針においては、これまでに整備された都市基盤施設や公共施設、建築物などの蓄積のことを指す。
- ・ **区域区分**
→線引き
- ・ **交流産業**
ある地域が他の地域の人々を招き入れ、情報や文化を交換し、交流することにかかわる産業の総称。具体的には、イベント・コンベンションの開催・誘致、特産品の開発・販売、地域の情報発信などが挙げられる。
- ・ **交流軸**
この基本の方針においては、地域相互の連携交流や空港・港湾等の広域交通拠点等を連結する機能を果たす幹線道路のことを指す。
- ・ **コミュニティ**
社会における生活共同体。住んでいる地域や学校、職場、あるいは思想、価値観や趣味、利害関係など、共有する要素のもとに集まる人間のグループ。

【さ】

- ・ **産業**
社会を営むうえで必要な経済活動であり、第一次産業（農林漁業、鉱業）、第二次産業（製造業、建設業等）及び第三次産業（商業、サービス業、公務等）の総称。
- ・ **産業関連施設**
産業を営む施設のことであり、この基本の方針においては、主に工場や研究開発施設などのこと。

- ・ 市街化区域

都市計画区域のうち、既に市街地が形成されている区域と、おおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図る区域。用途地域などを定め、秩序ある市街地形成を図るとともに、市街化を促進する都市施設を定め、市街地開発事業などによって整備、開発を積極的に進めるべき区域とされる。

- ・ 市街化調整区域

都市計画区域のうち「市街化を抑制すべき区域」。市街化調整区域内では、原則として、農林漁業用の建物等を除き開発行為は許可されず、また用途地域を定めないこととされ、市街化を促進する都市施設も定めないものとされている。

- ・ 資源循環型社会

平成 12 年制定の循環型社会形成推進基本法（循環型社会基本法）第 2 条（定義）において、「「循環型社会」とは（中略）天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会をいう。」とある。この定義を踏まえ、本方針においては、資源の採集や廃棄が最小かつ環境への影響の少ない形で行われ、かつ、一度使用したものが繰り返し利用されるなど、環境への影響を最小にするようなシステムを持つ社会のこととしている。

- ・ 社会基盤

→インフラ

- ・ 社会ストック

この基本的方針においては、既存ストックに加え、今後社会に蓄積されるべき都市基盤施設や公共施設などを指す。

- ・ 社会的損失（負担）

私的な経済活動の追求の結果、社会が被らなければならない損失（負担）。

- ・ 自然環境インフラネットワーク

インフラ（インフラストラクチャー、infra-structure）とは「基盤をなすもの」の意味であり、この基本的方針における自然環境におけるインフラとは、海岸、河川、湖沼などの水面や森林、樹林地などの緑地及びそれらを包括する地形を指す。これら自然界の基盤をなす要素が互いに関連を持ち、ネットワークしながら良好な自然環境が保たれた状態を、本方針においては、自然環境インフラネットワークと呼ぶ。

- ・ 自然的土地利用

この基本的方針においては、田畑などの農林業的土地利用に、自然環境の保全を旨として維持すべき森林、原野、水面、河川、海浜などの土地利用を加えたものを指す。

- ・ 準都市計画区域

都市計画区域外において、積極的な整備又は開発を行う必要はないものの、相当数の建築物等の建築若しくは建設又はこれらの敷地の造成が現に行われ、又は行われると見込まれる区域を含み、かつ、そのまま土地利用を整序し、又は環境を保全するための措置を講ずることなく放置すれば、将来における一体の都市としての整備、開発及び保全に支障が生じるおそれがある区域。都道府県が広域の観点から土地利用の整序又は環境の保全を行うために指定する。

- ・ スプロール

市街地が無計画に郊外へ拡大し、無秩序な市街地を形成すること。道路や下水道等の都市施設が整備されないまま低質な市街地が形成され、防災上、環境上の問題を生ずるのみでなく、市街地環境を改善するにあたって公共投資の非効率化を招くなど、社会的、経済的な困難を生ずることが弊害として挙げられる。

- ・ 線引き

都市計画区域を、計画的に市街化を図る市街化区域と、市街化を抑制する市街化調整区域に分けること。都市計画法では「市街化区域及び市街化調整区域の区域区分（あるいは単に「区域区分）」と称している。

【た】

- ・ 大規模集客施設

建築基準法別表第二（わ）項に掲げる建築物。劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券売所、場外車券売場その他これらに類する用途で政令で定めるものに供する建築物でその用途に供する部分（劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあつては、客席の部分に限る。）の床面積の合計が一万平方メートルを超えるもの。

- ・ ダイナミズム

活力、力強さのこと。

- ・ 地域核

この基本の方針においては、地域住民が日常生活を営むうえで必要な公共公益施設や生活利便施設などが集積する場を指す。

- ・ 地区計画

都市計画法に定められた制度のひとつで、地区の特性にふさわしい良好な都市環境の維持・形成を図るために、必要な事項を定める制度。ある地区が目指す将来像を示したり、生活道路の配置や建築物の建て方のルールなどを定める。住民等の意見を反映して、その地区独自のきめ細かなまちづくりルールを定めることができる。

- ・ 地産地消

地域で生産された農産物や水産物をその地域で消費すること。

- ・ 中部圏開発整備法

中部地方（富山、石川、福井、長野、岐阜、静岡、愛知、三重、滋賀の各県）における開発・整備を目的とする法律であり、東海地方と北陸地方との交流を促進するとともに、首都圏と近畿圏に中間に位置する地域としてその機能を高めることを目的に作られた。

- ・ 超高齢社会

高齢社会白書などによると、超高齢社会とは、総人口の中で65歳以上の高齢者割合が21パーセントを超える社会になることをいう。ちなみに、その高齢者割合が7パーセントを超えると高齢化社会、さらに14パーセントを超えると高齢社会と呼ぶ。

- ・ 低・未利用地

この基本の方針の本文においては、計画的な市街地整備を行うものとして、市街化区域に編入され、第一種低層住

居専用地域で容積率50%、建ぺい率30%に定められた地域などを指す。

- ・ **特定重要港湾**

港湾法において「国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点となる港湾その他の国の利害に重大な関係を有する港湾」が「重要港湾」と定義されており、さらにそのうち国際海上輸送網の拠点として特に重要として政令により定められている港湾が「特定重要港湾」である。全国の23港が指定されており、中部圏では清水港、名古屋港、四日市港の3港。このうち名古屋、四日市は特に重要なものとして「指定特定重要港湾」の指定を受けている。

- ・ **都市運営**

主に社会基盤（インフラ）の整備や維持管理、各種公共的サービスの提供など。

- ・ **都市開発区域**

中部圏開発整備法に基づく中部圏開発整備計画は、県と国土審議会との協議を経て、それを参考に国土交通大臣が決定、財政的な支援が受けられることとなる。「都市開発区域」は、この計画に基づき政策的に指定される区域の一種であり、工業をはじめとする産業都市などの発展の中心的都市として開発整備が必要と認められる区域について指定する。

- ・ **都市機能**

一般的には都市及びそこで営まれる人間社会を構成する主要な機能であり、例えば「居住機能」「工業生産機能」「物流機能」「商業・業務機能」「行政機能」「文化機能」「レクリエーション機能」などの都市的な機能のほか、「自然機能」や「農業機能」もそれに含んでさす場合も多い。ちなみに、都市インフラ（道路・鉄道、公園緑地、上下水道、都市河川などの都市基盤施設）のうえに上記のような都市機能が配置され、ひとつの都市構造を形成するが、駅、インターチェンジ、空港などの交通施設、公園緑地などは、インフラでもあり、同時に都市機能でもある。

- ・ **都市計画区域**

都市計画法とその関連法令の適用を受けるべき土地の区域。具体的には、自然的及び社会的条件並びに人口、土地利用、交通量等の現況及び推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある区域について指定する。

- ・ **都市計画区域マスタープラン**

都市計画法第6条の2の規定に基づく都市計画区域の整備、開発及び保全の方針のこと。一体の都市として整備、開発及び保全すべき区域として定められる都市計画区域全域を対象として、その区域ごとに、都道府県が一市町村を超える広域的な見地から、区域区分をはじめとして都市計画の基本的な方針を定める。

- ・ **都市整備区域**

「都市開発区域」と並んで、中部圏開発整備法に基づく中部圏開発整備計画において政策的に指定される区域の一種であり、産業開発の程度・経済の発展予想などを基に、発展の進度に応じて都市機能を十分発揮できるような基盤整備を行う必要があると認められる区域を指す。

- ・ **都市的土地利用**

この基本的方針においては、主として都市における生活や活動を支えるため、人為的に整備、開発された住宅地、工業用地、事務所・店舗用地、一般道路等による土地利用のことを指す。

- ・ 土地利用計画

この基本的方針においては、区域区分（線引き）や地域地区（用途地域等）など、無秩序な市街化を防止し、土地の合理的な利用を図るための都市計画法上の土地利用に関する制限を指す。

【な】

- ・ 農業振興地域

農業振興地域の整備に関する法律（農振法）に基づき、優良農地の確保を中心とした総合的かつ計画的な農業の振興を目指すための制度を適用する区域。この法律に基づき、農用地利用計画や、農業生産基盤の整備や近代化の計画、農村環境の整備の計画等を定める。

【は】

- ・ ヒートアイランド現象

一般的に都市部を中心に高温域が生ずる現象のこと。風の弱いときなどに顕著となり、郊外部と比べて高温の空気が都市部をドーム状に覆う。都市化に伴うビルの増加、アスファルト舗装の増加など地表面の人工的な改変、自動車やエアコンなど大量のエネルギー消費などのために熱がたまることが原因。都市とその周辺地域に等温線を描くと、都市部が島のように浮かび上がることから、こうした現象を総称してヒートアイランド現象と呼んでいる。

- ・ フレーム

枠組みのこと。広義では、都市計画をはじめ、行政の施策や民間の事業計画を定めるうえでの基本的な枠組みを意味する。また、都市計画における狭義の「フレーム」とは、人口や世帯構成、産業生産額の規模、市街地や建築物の床面積などの規模等、都市計画を定めるうえでの基本的大枠となる数値目標のことをいう。

- ・ （開発、観光）ポテンシャル

潜在的な可能性のこと。「ポテンシャルが高い」というのは潜在的に大きな可能性を持っている状態を指す。「開発ポテンシャル」とは、ある地域の立地条件や土地利用の状態などからみて、現在は都市的開発が行われていないが、将来、条件がそろえば開発動向が活発になる可能性がある、という状態を指す。「観光ポテンシャル」も同様。

【ま】

- ・ まちづくり3法

改正都市計画法、中心市街地活性化法、大規模小売店舗立地法の総称であり、中心市街地の衰退化に歯止めをかけるため、市街地の郊外への拡散を抑制し、都市の機能を中心部に集中させる「コンパクトシティ」の考え方に基づく。都市計画法の改正による大型店の立地規制の強化と、中心市街地活性化法の改正による意欲的な中心市街地への多様な支援策の集中を両輪としている。

- ・ まちなか居住

改正中心市街地活性化法の支援スキーム（基本計画）に新たに付け加えられており、鉄道駅周辺など、都市の中心市街地（まちなか）に住むこと。市街地の郊外拡大によって生じた中心市街地の人口減少など「空洞化」の問題に対応して人口の回復を図れること、また交通の便がよいため高齢者や子育て世代などが暮らしやすいこと、さらには郊外部の環境負荷を軽減したり社会資本の投資を都心に集中することにより投資効率を高められること、などのメリットがあるとされている。

- ・ モータリゼーション

自家用車をはじめ自動車の普及に伴い発達した「自動車社会」のこと。鉄道やバスなどの公共交通機関がない地域

でも移動が容易であるなどのメリットがある反面、都心部の深刻な交通渋滞や駐車場問題、また大気汚染、騒音などの環境問題を引き起こしたり、交通不便な郊外部における無秩序な市街化や商業・公共施設の立地を招いたこと、それによる都心部の空洞化、また公共交通機関の赤字化などへの影響もあるといわれている。

- ・ モビリティ

移動しやすさ、動きやすさ。似た言葉としてアクセシビリティ (accessibility) があり、これは特定の場所や施設への行きやすさ、利便性を指すのに対し、モビリティ (mobility) は、徒歩、自転車、自動車及び公共交通機関などによって都市内や地域間を移動する全般的な利便性を指す。

【や】

- ・ 用途地域

都市計画法及び建築基準法に定められ、主として市街化区域内において住居、商業、工業など市街地の大枠としての土地利用を定めるもので、第一種低層住居専用地域をはじめ 12 種類がある。用途地域制度が目的としているのは、適切な土地利用計画に基づく建築物の規制、誘導であり、用途混在や建築物の過密化を防止することにより、適正かつ合理的な土地利用を実現していく。

- ・ 優良農地

この基本的方針においては、集団的に存在している農地、農業に対する公共投資の対象となった農地、農業生産性の高い農地など良好な営農条件を備えている農地のことを指す。

【ら】

- ・ レクリエーション機能

休養や娯楽、スポーツ活動、文化芸術活動などによって心身の疲れをいやし、充足を図る機能。具体的に、このような機能を持つ施設としては、都市公園や自然公園、スポーツ施設、様々な娯楽・遊戯施設、芸術文化施設、観光地などが挙げられる。

- ・ 利用集積

あるものを役立つように集めて、うまく使うこと。特に、この基本的方針においての農地の利用集積とは、効率的・安定的な農業経営を行うために、特定の担い手へ農地の集積を促進することを指す。